

令和7年10月8日

準特定地域の指定期間の延長及び再指定について

令和7年9月30日付けの官報告示（別添）「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示」により、「京葉交通圏」「東葛交通圏」「千葉交通圏」「市原交通圏」につきまして準特定地域の指定期間が、引き続き令和7年10月1日から令和10年9月30日とされた旨告示されました。

また、北総交通圏につきましては、令和6年9月30日に指定が解除されましたが、今般、再指定（令和7年10月1日から令和10年9月30日）されたので、お知らせします。

なお、南房交通圏については、令和9年9月30日まで準特定地域に指定されております。

京葉地区タクシー適正化・活性化協議会

東葛地区タクシー適正化・活性化協議会

千葉地区タクシー適正化・活性化協議会

市原地区タクシー適正化・活性化協議会

北総地区タクシー適正化・活性化協議会

南房地区タクシー適正化・活性化協議会

事務局 一般社団法人千葉県タクシー協会

専務理事 高山

TEL : 043-307-7002 FAX : 043-307-7003

16	1.2	1.1	1.2	1.1
17	1.2	1.1	1.2	1.1
18	1.2	1.1	1.2	1.1
19	1.2	1.1	1.2	1.1
20	1.2	1.1	1.2	1.1
21	1.2	1.1	1.2	1.1
22	1.2	1.2	1.2	1.2
23	1.2	1.2	1.2	1.2
24	1.2	1.1	1.2	1.2
25	1.2	1.1	1.2	1.2
26	1.2	1.1	1.2	1.1
27	1.1	1.1	1.2	1.1
28	1.1	1.1	1.2	1.1
29	1.1	1.1	1.2	1.1
30	1.1	1.1	1.1	1.1

国土交通省告示第九百五号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三條の二第二項において準用する同法第三條第四項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月三十日 国土交通大臣 中野 洋昌

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(準特定地域)		
第五條 法第三條の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五條の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。		
地方運輸局長	営業区域	期 間
一 北海道運輸局長	「札幌交通圏」、「小樽市」、「函館交通圏」及び「北見交通圏」	令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで
	(略)	(略)

改正前

(準特定地域)		
第五條 法第三條の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五條の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。		
地方運輸局長	営業区域	期 間
一 北海道運輸局長	「札幌交通圏」、「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」及び「北見交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
	(略)	(略)

令和元	1.1	1.1	1.1
2	1.1	1.1	1.1
3	1.1	1.1	1.1
4	1.0	1.1	1.1
5	1.0	1.0	1.0
6	1.0	1.0	1.0
7	1.0	1.0	1.0

備考 この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一條第二号に定める住宅の構造をいう。

二 この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一條第四号に定める構造をいう。

第一 住宅地区改良法施行令第十三條の二第一項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四條の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六條に規定する令和七年十一月から令和八年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、令和七年国土交通省告示第九百三十三号（令和八年度における公営住宅法第十六條第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四條第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三條に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件）に定める率とする。

二 東北運輸局長	「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「山形交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」及び「会津交通圏」	令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで
	(略)	(略)
三 関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏」、「埼玉交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで
	(略)	(略)
四 北陸信越運輸局長	(略)	(略)
	「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「新発田市 A」、「柏崎市 A」、「松本交通圏」、「上田市 A」、「飯田市 A」、「富山交通圏」及び「高岡・氷見交通圏」	令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで
五 中部運輸局長	(略)	(略)
	「東濃西部交通圏」及び「北勢交通圏」 「知多交通圏」、「尾張北部交通圏」、「西三河北部交通圏」、「西三河南部交通圏」、「静岡交通圏」、「浜松交通圏」、「富士・富士宮交通圏」、「沼津・三島交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「大垣交通圏」、「高	令和六年十月一日から令和九年九月三十日まで 令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで

二 東北運輸局長	「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「山形交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」及び「会津交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
	(略)	(略)
三 関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「市原交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県北交通圏（茨城県）」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
	(略)	(略)
四 北陸信越運輸局長	(略)	(略)
	「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「新発田市 A」、「柏崎市 A」、「松本交通圏」、「上田市 A」、「飯田市 A」、「富山交通圏」及び「高岡・氷見交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
五 中部運輸局長	(略)	(略)
	「尾張西部交通圏」、「東濃西部交通圏」及び「北勢交通圏」 「知多交通圏」、「尾張北部交通圏」、「西三河北部交通圏」、「西三河南部交通圏」、「静岡交通圏」、「浜松交通圏」、「富士・富士宮交通圏」、「沼津・三島交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「大垣交通圏」、「高	令和六年十月一日から令和九年九月三十日まで 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで

六 近畿運輸局長	山交通圏、「東濃東部交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」	(略)
	「大阪市域交通圏」、「河南B交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏(奈良県)」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏(滋賀県)」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	(略)
七 中国運輸局長	(略)	(略)
	「呉市A」、「東広島市」、「福山交通圏」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」及び「防府市」	(略)
八 四国運輸局長	(略)	(略)
	「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」	令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで
九 九州運輸局長	(略)	(略)
	「久留米市」、「筑豊交通圏」、「大牟田市」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「大分市」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」、「鹿児島市」及び「鹿児島空港交通圏」	令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで

六 近畿運輸局長	山交通圏、「東濃東部交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」	(略)
	「大阪市域交通圏」、「河南B交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏(奈良県)」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏(滋賀県)」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
七 中国運輸局長	(略)	(略)
	「呉市A」、「東広島市」、「福山交通圏」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」及び「防府市」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
八 四国運輸局長	(略)	(略)
	「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
九 九州運輸局長	(略)	(略)
	「久留米市」、「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「大分市」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」、「鹿児島市」及び「鹿児島空港交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで

附 則
この告示は、令和七年十月一日から施行する。